

平成 22 年 3 月 5 日

## 医薬品マスターの改定について

今般、平成 22 年 4 月薬価基準改定に伴い、下記のとおり医薬品マスターを改定したのでお知らせします。

### 記

#### 1 収載医薬品

総 数	19,481 コード
内 用 薬	11,387 コード
注 射 薬	4,863 コード
外 用 薬	3,183 コード
歯 科 用 薬 剤	42 コード
レセプト電算処理システム 計算専用コード	6 コード

- (1) 上記収載医薬品のうち、経過措置年月日を「20100630」に設定した医薬品コード。(1,110 コード)
- (2) 上記収載医薬品のうち、経過措置年月日を「20100831」に設定した医薬品コード。(40 コード)
- (3) 上記収載医薬品のうち、経過措置年月日を「20110331」に設定した医薬品コード。(211 コード)
- (4) 改定に伴い医薬品マスターに新規収載した医薬品コード。(120 コード)
- (5) 改定に伴い医薬品マスターから削除又は廃止することとした医薬品コード。(削除 22 コード、廃止 668 コード)

#### 2 新規商品名医薬品

薬価基準収載医薬品の商品名医薬品について、新たに医薬品コードを別添 1 のとおり設定しました。

#### 3 削除医薬品コード

別添 2 の医薬品は、局方品と同一名称・同一薬価となったため、医薬品マスターから削除しました。このため、平成 22 年 4 月診療分以降の請求に当たっては、局方品の医薬品コードにより請求してください。

4 後発医薬品変更

別添 3 の医薬品について「項番 17：後発品」の収載情報を変更しました。

5 歯科システム請求用専用コード

当該専用コードの医薬品マスター（平成 22 年 4 月改定版）への収載につきましては、収載が可能となった時点で公表する予定です。